食事提供体制加算に係る届出書

1 事業所の名称		佐世保事業所		
2 サービスの種類			就労継続支援B型	栄養士等を配置しな い場合は記載必須
3 異動区分		1 新規	2 変更	
	食事提供に係る	管理栄養士	常勤名	非常. 名
	人員配置	栄養士	常勤 1 名	非常勤名
食	保健所等との連携に より、管理栄養士等 が関与している場合	連携先名 毎月の献立(<u>こついて、栄養計算表を</u> <u>し、確認をしていただ</u>	と保健所の栄養士に送付 いている。
事	業務委託先業	株式会社〇〇〇〇		
の	務 — 委託している 記載必須	場合は		
提	に 委託業務内容 よ り	全利用者に関する栄養管理業務及び調理業務を委託し、完成した食事を適切な方法にて事業所まで配送していただいている。		
供	食事 提	○委託業者先では、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき適切		
体	供 を 行 適切な食事提供			
制	うの確保方策場合	○事業所においては、委託座に利用者に提供するこの る場合や品質管理のために際に再度加熱を行い適切に	ととしているが、食事の こ必要な場合等は、冷蔵	提供までに時間を要す

- 注1 事業所内で調理を行う場合、食事提供にかかわる職員(管理栄養士・栄養士)の状況を記載してください。事業所内での調理業務は生活支援員の業務とは区別してください。 (※)付表・勤務形態一覧表・組織体制図・運営規程による確認が必要です。
- 注 2 調理業務を第三者に委託している場合、事業所内で調理員の配置は求められておりませんが、業務委託契約書(写し)の提出が必要です。
- 注3 業務委託により食事提供を行う場合の「適切な食事提供の確保方策」欄は、献立に関する 事業所・施設の関与、委託先から事業所・施設への食事の運搬方法、適時適温への配慮な ど、自己調理する場合に通常確保される提供体制に相当するものへの対応の概略を記載して ください。その際、委託先の管理栄養士又は栄養士の有無は必ず記載してください。